〇九・〇六	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	
〇九〇七・〇〇	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A	
〇九・〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		A	
〇九・〇九	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		A	
〇九・一〇	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
〇九一〇・一〇	しょうが			
	塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの	九%	B 10	
	その他のもの		A	
〇九一〇・二〇	サフラン		A	
〇九一〇・三〇	うこん		A	
	その他の香辛料			
〇九一〇・九一	この類の注1(b)の混合物		A	
〇九一〇・九九	その他のもの			
	カレー	三・六%	B 7	G
	その他のもの		A	
第一〇類	穀物			
一〇・〇一	小麦及びメスリン		X	
一〇〇二・〇〇	ライ麦		A	
一〇〇三・〇〇	大麦及び裸麦		X	
一〇〇四・〇〇	オート		A	
一〇・〇五	とうもろこし			
一〇〇五・一〇	播種用のもの			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの	一キログラムにつき四円五〇銭	B 10	G
一〇〇五・九〇	その他のもの			
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）		A	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	菓子の製造用のもの		Q	(h)
	注 日本国政府が関税割当ての証明書において菓子の製造用のものである旨を証明したものに限る。			
	アルコールを含有しない飲料の製造用のもの		Q	(i)
	注 日本国政府が関税割当ての証明書においてアルコールを含有しない飲料の製造用のものである旨を証明したものに限る。			
	その他のもの		X	
一〇・〇六	米		X	
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム		A	
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
一〇〇八・一〇	そば			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの	九%	B 10	
一〇〇八・二〇	ミレット		A	
一〇〇八・三〇	カナリーシード		A	
一〇〇八・九〇	その他の穀物			
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの		A	
	その他のもの			
	ライ小麦		X	
	その他のもの		A	
第一一類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
一一〇一・〇〇	小麦粉及びメスリン粉		X	
一一・〇二	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
一一〇二・一〇	ライ麦粉	七・五%	B 10	G
一一〇二・二〇	とうもろこし粉			
	目開きが二五〇ミクロンのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の九〇%以上のもの	二一・三%	B 10	
	その他のもの		X	
一一〇二・九〇	その他のもの			
	大麦粉、裸麦粉、ライ小麦粉及び米粉		X	
	その他のもの	二一・三%	B 10	
一一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット			
	ひき割り穀物及び穀物のミール			
一一〇三・一一	小麦のもの		X	
一一〇三・一三	とうもろこしのもの		R	
一一〇三・一九	その他の穀物のもの			
	大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの		X	
	オートのもの	六%	B 10	G
	その他のもの	八・五%	B 10	G
一一〇三・二〇	ペレット			
	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの		X	
	オートのもの	六%	B 10	G
	とうもろこしのもの	二一・三%	B 10	
	その他のもの	八・五%	B 10	G
一一・〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）			
	ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
一一〇四・一二	オートのもの	六%	B 10	G
一一〇四・一九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		X	
	とうもろこしのもの	二一・三%	B 10	
	その他のもの	八・五%	B 10	G
	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）			
一一〇四・二二	オートのもの	六%	B 10	G
一一〇四・二三	とうもろこしのもの			
	コーンフレークの製造に使用するもの	一六・二%	B 10	
	その他のもの	一八%	B 10	
一一〇四・二九	その他の穀物のもの			
	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの		X	
	その他のもの	一七%	B 10	
一一〇四・三〇	穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）		X	